「宮城県消費者施策推進基本計画(第4期・中間案)」及び「宮城県消費者教育推進計画(第2期・中間案)」に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和3年2月8日

宮城県では、「宮城県消費者施策推進基本計画(第4期・中間案)」及び「宮城県消費者教育推進計画(第2期・中間案)」について、令和2年10月19日から令和2年11月18日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果,個人2人,6団体から「宮城県消費者施策推進基本計画(第4期・中間案)」73件,「宮城県消費者教育推進計画(第2期・中間案)」31件,合計104件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、各計画策定の参考とさせていただきました。御協力ありがとう ございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

#### 宮城県消費者施策推進基本計画(第4期・中間案)

#### 「第1章 第1 計画策定の趣旨」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	「消費者市民社会」の実現も,本計画の	御意見を踏まえ、「第1章第1 計画策定の趣
	主たる目標と考えられるため、「計画策	旨」に「消費者市民社会」について追記しまし
	定の趣旨」の部分でも「消費者市民社会」	た。
	について言及し、その意義について記載	
	してください。(類似1件)	

#### 「第2章 第1 消費者行政を取り巻く現状」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	地球温暖化による気候変動は、「気候危機」と呼ばれるレベルに悪化している。 「第1 1消費者を取り巻く環境の変化」の一つとして位置付けてください。 (類似1件)	御意見を踏まえ、「自然災害の頻発・新型コロナウイルスの拡大」について、「第2章第4」から「第2章第1消費者行政を取り巻く環境の変化」に移動し、記載内容を修正しております。
(2)	「訪日外国人等の増加」との記載があるが、「定住外国人」についてもタイトルに加えた方がいいと思います。 「近年、観光等を目的に本県を訪れる外国人が増加しています」とあるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で齟齬が生じています。	御意見を踏まえ,「第2章第1消費者行政を取り巻く現状」において「在留外国人」,新型コロナウイルス感染症による訪日外国人数に係る影響について追記しました。

#### 「第2章 第4 頻発する自然災害・新型コロナウイルスに対応した消費者施策の推進」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	「頻発する自然災害・新型コロナウイル	御意見を踏まえ、「第2章第4」から「第2章
	スに対応した消費者施策の推進」につい	第1 1消費者を取り巻く環境の変化」の一項
	ても,「第1 1消費者を取り巻く環境	目として記載するように修正しました。
	の変化」の一つとして記載する方がわか	
	りやすいのではないか。(類似2件)	

「第3章 第2 1安全・安心な商品やサービスが提供される社会」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	事業者に関する言及が中心で,行政の果	御意見を踏まえ、「第3章第2 目指すべき宮
	たすべき役割についての記載がありま	城県の姿」及び「第4章第2消費者施策の推進
	せん。行政の役割について明記してくだ	1消費生活の安全・安心の確保」に追記しまし
	さい。(類似3件)	た。
(2)	安心して安全で豊かな消費生活を営む	御意見を踏まえ、「第3章第2 1安全・安心
	ことができるためには,「適正な契約(取	な商品やサービスが提供される社会」を「安全
	引行為)が確保されること」も重要であ	・安心な商品やサービスが適正な取引行為に
	るため、「安全・安心な商品やサービス	より提供される社会」と改め、記載内容を修正
	が、適正な契約によって提供される社	しました。
	会」としてください。	
(3)	「消費者志向経営」とは,具体的にどの	御意見を踏まえ、「第3章第2 1安全・安心
	ような事業内容を指すのか判然としな	な商品やサービスが適正な取引行為により提
	い。第4期基本計画に記載した理由や	供される社会」の内容を修正しました。
	「消費者志向経営」の具体的な内容につ	
	いて計画の中で説明してほしい。	
	5年計画の中で,消費者志向経営につ	
	いてどのようなこと(状況)を目指すの	
	か記載してほしい。	

### 「第3章 第2 3どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	「適切な相談窓口において適切な助言	御意見を踏まえ、「第3章第2 どこに住んで
	を受けることができます」との記載があ	いても質の高い相談や支援を受けられる社
	るが、「あっせん」による救済も追記す	会」の内容を修正しました。
	ることが望ましい。 (類似1件)	

## 「第4章 第2 1消費生活の安全・安心の確保」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	LPガス事業の監視・指導,消費者への	「施策取組一覧 1-(1)-①」に記載しています。
	情報提供や注意喚起について計画に追	
	加してほしい。(類似1件)	

### 「第4章 第2 2自立した消費者の育成」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	コロナウイルスの影響で、消費生活相談	「施策取組一覧 3-(1)-③」に消費生活相談員
	員の研修が減少している。複雑化・巧妙	の研修について記載しています。オンライン
	化する消費者問題に対応するため,消費	を活用した研修会の開催等,消費生活相談員
	生活相談員の研修をしっかり行うこと	の研修の機会の確保に取り組みます。
	が必要です。(類似2件)	
(2)	消費者教育の取り組みについては, 県立	消費者教育に関連する具体の取り組みについ
	学校のカリキュラムに盛り込むなど, 具	ては,個別計画である「消費者教育推進計画」
	体的な施策としてください。「持続可能	で整理しています。
	な社会」の重要性は、小学校のカリキュ	
	ラムにも盛り込むべき。(類似2件)	
(3)	「「消費者市民社会」の実現に向けて」	御意見を踏まえ、「第4章第2 2自立した消
	「社会の担い手としてモラルとマナー	費者の育成」の該当部分を削除しました。
	を備えた市民として行動する消費者の	
	育成に取り組みます」とあるが、「消費	
	者市民社会の実現」と「モラルとマナー	
	を備えた市民として行動する消費者の	

育成」との関連性が明確でない。「消費	
者市民社会の実現」と「モラルとマナー	
を備えた市民として行動する消費者の	
育成」との関連性が分かりやすいように	
記載するか、当該部分を削除するべき。	

# 「第4章 第2 3消費者被害の防止と救済」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	研修会や事例検討会の開催,市町村の相	「第4章第2 3消費者被害の防止と救済」
	談員を対象とした消費者教育に関する	で、消費生活相談員に対する定期的な研修機
	講座の開催など,消費生活相談員の専門	会の確保や法律相談会の実施について記載し
	性の向上のための支援,困難事例につい	ています。市町村の消費生活相談事務に対す
	ての助言等を行うなど,解決のための支	る県の支援について追記しました。
	援を行う旨の記載を追加してほしい。	
	(類似了件)	
(2)	消費者が模倣品を選択して被害にあう	「施策取組一覧 3-(2)-①,②,③」の中で啓
	ことがないように啓発を行うことの明	発を行っていきます。
	記を求めます。(類似1件)	
(3)	国からの補助金が減額されても,消費生	今後の取組の参考とさせていただきます。
	活センターの開設時間の短縮や相談員	
	の減少などとならないようにしてくだ	
	さい。(類似2件)	
(4)	SNSやメールを活用し, 24時間いつ	「施策取組一覧 3-(1)-②」に記載しています。
	でも相談できる体制の整備が必要であ	
	る。(類似2件)	
(5)	人口の少ない地域は消費生活相談員の	県では、県消費生活センターと県民サービス
	配置がない。各地域に相談員の配置と増	センター(県内6箇所)を設置し,消費生活相
	員をお願いしたい。	談員の配置のない市町村においても身近な地
		域で消費生活相談が受けられる体制を整備し
		ています。
(6)	関係機関と連携して解決に努める旨が	御意見を踏まえ、「第4章第2 3消費者被害
	記載されているが, 県にはあっせん機能	の防止と救済」の記載内容を修正しました。
	があるため、県が積極的に被害救済(あ	
	っせん)に努めることが求められる。	
(7)	相談員の資質向上に加えて、相談員数の	今後の取組の参考とさせていただきます。
	十分な確保や相談員の知識経験を長期	
	にわたって市民に還元できる体制の確	
	保が求められる。	
(8)	消費者被害救済委員会の利用促進のた	具体的な取組の中で検討していきます。
	め、県民に対してその存在や意義を周知	
	していく必要がある。	

## 「第4章 第2 4人や社会,環境に配慮した消費行動の推進」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	持続可能な開発のための教育,循環型社	消費者教育に関連する具体の取り組みについ
	会の形成に向けたエネルギー教育に関	ては,個別計画である「消費者教育推進計画」
	する取り組みを追加してください。(類	の中で整理しています。
	似1件)	
(2)	エシカル消費等の教育・普及啓発やフェ	消費者教育に関連する具体の取り組みについ
	アトレードの普及啓発に努めることに	ては,個別計画である「消費者教育推進計画」
	ついて本文へ明記してほしい。(類似1	の中で整理しています。
	件)	

(3)	数値目標として、環境関連出前講座・研修会・講演会の回数の目標数値化の設定を求める。(類似1件)	御意見を踏まえ、「第4章第2 3消費者被害の防止と救済」において、今後エシカル消費について扱う予定としている消費生活関連出前講座の目標値については、内数として追記しました。
(4)	目標値として「県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」が掲げられているが、項目全体を評価する目標値としては無理があるのではないか。「エシカル消費」という言葉自体が浸透していない中で、普及啓発に重きを置くべきではないか。	御意見を踏まえ,「第4章第2 4人や社会,環境に配慮した消費行動の推進」において,目標値を追加しました。

# 「第4章 第3 重点的取組」

	+ 4 20	T
	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	「高齢者の消費者被害の防止と救済」	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」
	が掲げられているが、「障がい者」の	の記載内容を修正しました。
	消費者被害の防止と救済についても重	
	点的取組とすることが相当。(類似1	
	件)	
(2)	高齢者の見守りについては,福祉用具事	御意見を踏まえ,「第4章第3 重点的取組」
	業者や高齢者向けに事業を実施してい	の記載内容を修正しました。
	る事業者等の含め明記してください。	
	(類似1件)	
(3)	見守りネットワークの体制を進めてい	御意見を踏まえ,「第4章第3 重点的取組」
	くためにも,消費者安全確保地域協議会	の記載内容を修正しました。
	の設置を重点的取組としていくべきで	
	す。(類似4件)	
(4)	再勧誘禁止等を盛り込んだ条例改正を	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」
	行うとともに,その意義を県民に周知す	の記載内容を修正しました。
	ることを重点的取組に加えてほしい。	
(5)	多様な主体との連携として,「適格消費	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」
	者団体」との連携について追記してくだ	の記載内容を修正しました。
	さい。(類似2件)	
(6)	重点的取組として,「新しい生活様式」	御意見を踏まえ,「第4章第3 重点的取組」
	を取り入れた内容にする必要がある。	に追記しました。
	(類似2件)	

# 「第5章 第2 進行管理」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	数値化できる推進項目すべてについて	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」
	目標数値を決め、5年後に目指す姿を明	において、重点的取組について工程表を追記
	確にするために,具体的な工程表を作成	しました。その他の事業については, 毎年度の
	してください。(類似1件)	予算編成等を通じて具体化していきます。
(2)	「取組状況について、毎年度評価を行	施策の評価においては行政評価委員会の審議
	い,その結果を審議会に報告」とあるが,	事項となっておりますので、消費生活審議会
	「審議会において施策の取組状況を評	においては報告するものとしたものです。
	価する」としてください。年度毎の評価	年度毎の評価と公表の時期の目安を設定し,
	と公表について,公表時期の目安を設定	「第5章第2 進行管理」の記載内容を修正し
	してください。(類似2件)	ました。

## 宮城県消費者教育推進計画(第2期・中間案)

「第4章施策1 ライフステージ・場ごとの消費者教育」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	成年年齢引下げにより、被害者にも加害	消費生活サポーター、学生サポーターの役割
	者にもなり得る子どもたちが増えてし	を明確にするとともに,各種研修会を開催し,
	まう。各サポーターの役割を明確にし,	サポーターのスキルアップに努めます。
	役割が発揮できるよう養成をお願いし	学校教育における消費者教育については、教
	たい。	育庁と連携しながら取り組んでおります。
		また、専門家との連携については、取組の充
		実に努めてまいります。
(2)	学校教育における消費者教育について,	御意見を踏まえ、「第4章施策2」の記載内
	各学校の方針によって違いが出ないよ	容を修正しました。
	う,受け手側にとって分かりやすい教材	
	の開発が必要である。	
	また、学校からの要請に応えられるよ	
	う、専門家との連携が有効である。	
	消費生活相談員を消費者教育の中核的	
	人材と捉え、協働・連携を取れる仕組み	
	が必要。その旨の記載を追記してほし	
	い。(類似2件)	
(3)	成年年齢引下げに対する家庭や若者に	計画に記載している取組は、主なものとなっ
	対する取組について,実効性のある具体	ており,更なる取組の充実を図ってまいりま
	的な内容を明記してほしい。(類似2件)	す。
(4)	高校での消費者教育について,紙媒体だ	計画案に記載の取組に加え、さらなる充実に
	けではなく, DVD・動画等, 最新の情	努めてまいります。
	報教材を増やすべきである。(類似2件)	
(5)	消費者市民社会の形成と消費者教育の	今後の取組の参考とさせていただきます。
	推進は本計画の重要な柱である。消費者	
	教育の推進において、消費者市民社会の	
	意義の普及・啓発がなぜ必要なのか、理	
	解を深める必要がある。	
	また、自立した消費者の育成のため、身	
	近な消費者教育が必要である。多くの県	
	民が理解できるような分かりやすい啓	
(0)	発方法を工夫してほしい。(類似2件)	
(6)	学生サポーターの役割が分かりづらい、	消費生活サポーター、学生サポーターの役割
	学生サポーターについて、消費生活サポースのの場場がいかりでき	を明確にするとともに、各種研修会を開催し、
	一学生サポーターの役割が分かりづら	スキルアップに努めるとともに、関係機関として事業に努めてきいいます。
	い、消費生活サポーターとの役割の明確	の連携に努めてまいります。
	化が必要。また、地域や教育現場での活用では、つなぎのとしての行政のの制を	
	用では、つなぎ役としての行政の役割を 明記してほしい。 (類似2件)	
(7)	明記してはしい。(類似と件)   高齢者の見守りについて工夫が必要。市	   今後の取組の参考とさせていただきます。
(1)	高駅台の見せりについてエ大が必要。P   町村が見守りネットワークの体制を構	フ皮の財産の多ちしCECMだたさより。
	町村が見せりネットワークの体前を構   築していくため、消費者安全確保地域協	
	業していくため、消費有女主唯体地域協   議会の設置ができるよう県として支援	
	してほしい。(類似1件)	

# 「第4章施策2 消費者教育推進に係る人材等の育成」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	出前講座や啓発活動に取り組まれてい	今後の取組の参考とさせていただきます。
	るが、高齢者を狙う詐欺事件は増加傾向	

	にある。啓発活動での消費生活サポータ ーの活用やロールプレイ形式の導入な ど,理解が進むような手法を工夫してほ しい。(類似1件)	
(2)	学生サポーターの役割として「若年層に 浸透しやすいSNSなどを含めたツー ルの検討」を位置付けてほしい。(類似 1件)	今後の取組の参考とさせていただきます。
(3)	高齢者の見守りに「消費生活サポーター」の積極的な活用を要望する。(類似1件)	今後の取組の参考とさせていただきます。

## 「第4章施策4 関連施策等との連携」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	持続可能な開発のための教育,循環型社	今後の取組の参考とさせていただきます。
	会の形成に向けたエネルギー教育に関	
	する取り組みを追加してほしい。(類似	
	1件)	
(2)	エシカル消費等の教育・普及啓発やフェ	エシカル消費やこれに含まれるフェアトレー
	アトレードの普及啓発に努めることに	ドの普及については、「第4章施策1(1)
	ついて本文へ明記してほしい。(類似1	学校教育期での取組、(4)事業者への取組」、
	件)	「第4章施策4 関連施策等との連携」の中
		で記載しています。
(3)	自身のライフプランと資金計画などを	御意見を踏まえ、「第4章施策4(4)金融
	交えた金融教育を推進していくことが	経済教育」の具体的な取組事項に追記しまし
	重要となるため,取組項目に追加してほ	た。
	しい。(類似1件)	

# その他

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	児童養護施設を 18 歳で出ることになる	今後の取組の参考とさせていただきます。
	子供たちは成年年齢に達してはいるも	
	のの, そのサポートは一層積極的にして	
	いかないといけないと思う。	